

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第8回定例会)

- 1 期 日 平成27年8月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 原 田 | 孝 |
| | 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 生涯学習部長 | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事 | 田久保 | 正 彦 |
| 学校教育部参事 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長 | 小 熊 | 隆 |
| 生涯学習部次長 | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部副参事 | 小 宮 | 健 |
| 学校教育部副参事 | 竹 田 | 佳 司 |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育課長 | 天 田 | 正 弘 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 西 谷 | 秀 樹 |
| 社会教育課長 | 佐々木 | 博 文 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 青少年センター所長 | 高 梨 | 秀 胤 |
| 菊田公民館長 | 関 | 文 雄 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 上 原 | 宏 |
| 学校教育部主幹 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部主幹 | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部主幹 | 小 平 | 修 |
| 学校教育部主幹 | 安 達 | 幸 希 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成27年度教育費予算案（9月補正）について
- (2) 谷津南小学校におけるバス通学について
- (3) 市立実花幼稚園及びつくし幼稚園移管先法人募集について
- (4) 大久保地区公共施設再生事業について
- (5) 平成27年度 1学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (6) 教育委員視察について

第3 議決事項

議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

議案第39号 習志野市学校給食費徴収規則の制定について

議案第40号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第41号 平成28年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

5 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

原田委員長が

「平成27年度 1学期いじめアンケート集計結果と考察について」及び「教育委員視察について」を議事に追加すること、並びに「議案第39号 習志野市学校給食費徴収規則の制定について」を取り下げることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項（1）を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

報告事項（1）の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第7回定例会及び第3回臨時会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項（２）谷津南小学校におけるバス通学について

（教育総務課）

三角学校教育部主幹

今年度、谷津南小学校へバス通学する児童数については、入居予定戸数869戸の大型集合住宅の契約者にアンケートを依頼し、その結果70名と見込んでいる。

バスの運行に関しては、京成バスの既存バス路線を活用する。登校時間帯については、「奏の杜三丁目」バス停で乗車し、終点の「谷津干潟」バス停で降車することとした。これは、児童の安全を考慮したもので、京成バスと協議し、終点での降車としたものである。また、「谷津干潟」バス停で降車した後は、谷津南小学校まで安全整理員が案内する。次に、下校時間帯については、「谷津南小学校」バス停で乗車し、時間帯により「奏の杜フォルテ」か「奏の杜三丁目」バス停のどちらかで降車する。これは時間帯によりバスの運行ルートが異なるためであり、17時前の下校については「奏の杜フォルテ」バス停、17時以降の下校については「奏の杜三丁目」バス停が降車場となる。両時間帯とも、安全整理員を配置し、安全・安心への対応を図る。

安全整理員については、業務委託を予定し、事務を行っている。安全整理員は乗車バス停に1名常駐とし、さらにバスに1名同乗する。

定期券の支給手続きについては、転入学の手続きと併せて行い、その場で定期券を支給する方向で準備を進めている。9月24日よりマンションの入居が始まるので、逐次、状況を把握し、より良い対応となるよう検証し改善していく、と概要を説明

梓澤委員

定期券を支給して路線バスを利用することは、他の地域においては行われていることであるので、本市でも取り入れることは可能であると思う。子どもの能力を考えれば、決して大人が心配するほどのことではないと思う。しかしながら、万が一の事故があってはならないので、安全整理員が配置されることは大変望ましく、そのことによって安全が担保されると思う。

また、より安全であるために、例えばPTAやボランティアの方、交通安全指導員といった地域の方などに協力していただく方法もあると思うが、今後、そのような方たちに協力を依頼することは考えているか、と質問

三角学校教育部主幹

現状では、ボランティアや交通安全指導員の方に協力依頼はしていない。ボランティアなど任意の方を最初から想定してしまうと、安全整理員がいる日といない日が生じてしまうことが予想される。バス通学に関しては、最初にしっかりとした対応を取るべきであるという観点から、当初については、市で安全整理員を配置する。しかしながら、委員の御意見にもあったように、ボランティアや地域の方の協力は必要になってくると思うので、現状の安全整理員を配置した形を検証しながら、ボランティアの方に協力していただけるよう検討していきたい、と回答

梓澤委員

この案で本当に良かったと思われるように、是非しっかりと進めてほしい、と要望

貞廣委員

通常のスクールバスだと多くて3往復する程度だと思うが、時刻表を見ると、路線バスを利用するため本数が多く、大変利便性が上がっていると感じる。併せて、安全整理員が配置されるので、そのような点は保護者の方に評価いただけると思う。

保護者の方は、子どもが今どこにいて、いったいどのようなルートを通って家に帰ってきているのかということをとて心配に感じると思う。特に低学年の子どもの保護者は、ちょうど路線が入れ替わる時間帯を利用する場合に、【津72】路線で帰ってきているのか、【津71】路線で帰ってきているのかということや、「奏の杜フォルテ」バス停で降車するのか、「奏の杜三丁目」バス停で降車するのかということが心配だと思う。このような心配を軽減する対応を、是非検討していただきたい、と要望

三角学校教育部主幹

バス路線が替わる時間帯については、安全整理員がバス停で降車した後、児童がマンションに帰る経路と同じ道を通って谷津南小学校に戻るバス停に行くので、そういった中での対応は可能かと考えている、と回答

古本委員

安全整理員は、子どもが一人も乗車しない場合は乗車しないのか、あるいはいつでも乗車しているのか。

今回のバス通学の事例ならば、乗車と降車の場所が決まっているので大丈夫だと思うが、もし、途中で子どもが乗車することがあった時に、運転手一人だけの状況が出ることは望ましくないと思う。大人の目が複数あった方が良いと思うので、安全整理員がいつでも乗車している方が安全ではないか、と質問

三角学校教育部主幹

安全整理員の乗車については、子どもが乗っていない場合には乗車する必要は無いと考えているが、子どもが一人でも乗る場合については、必ず安全整理員が同乗するという形でシフトを作成中である、と回答

古本委員

子どもが一人でも乗っているときには必ず安全整理員が同乗しているということが重要であると思う。今後運営していく中で、おそらく様々な問題が生じてくると思うが、その都度検証して、より良いものを目指していただきたい、と要望

原田委員長

保護者の許可があれば、バスではなく徒歩で通学しても良いのか、と質問

三角学校教育部主幹

通学の手段については、バス通学に限ることとしている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

報告事項（３）市立実花幼稚園及びつくし幼稚園移管先法人募集について

（学校教育課）

小澤学校教育部主幹

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第２期計画」において、平成２９年４月より市立実花幼稚園及びつくし幼稚園を幼保連携型認定こども園として、保育所機能に要する施設整備等を民間事業者にて行ったうえで、運営を移管する手法により私立化を行うため、その設置運営法人を募集するものである。

私立化対象施設の概要については、所在地は、実花幼稚園は習志野市東習志野６－７－２、つくし幼稚園は習志野市藤崎６－６－１３である。定員は各園１４０人である。現在の在籍数は、実花幼稚園３８人、つくし幼稚園４９人である。保育を運営したままで、これらの施設を引き継いで参りたいと考えている。

移管先法人に求める諸条件については、教育・保育の内容としては、習志野市の教育保育を継承すること及び独自性の保育の実施をすること、給食の内容としては、完全給食を実施すること及びアレルギー対応食を提供すること、教育・保育の質の向上としては、福祉サービスの第三者評価を受審すること、職員配置については経験豊かな職員を確保すること、そして、関係機関との連携やその他マニュアル等の作成等を、しっかりと求めていると考えている。

優良な法人の選定については、公募型プロポーザル方式により書類審査、面接等を行う。市立幼稚園の保育内容の継承と子どもとの信頼関係の構築については、保育を継続しながら引き継いでいくので、保育所の私立化と同様に、共同保育を３か月間行い、その後１年間習志野市の市職員による支援を行っていくものである。同時に、保護者への十分な情報の提供と保護者からの要望への反映について、法人に求めていく。幼稚園の土地については、貸付料は公租公課相当額とし、有償で貸付ける。既存建物については、平成２９年４月に有償譲渡し、資産評価額の３分の１相当額で譲渡する。

新設する幼稚園の定員については、上限２００人程度の範囲で法人に提案を頂いて、それも一つの法人選定の評価にしたいと考えている。

募集要項の「３．応募資格」に記載したとおり、今回の私立化にあたっては、応募法人の資格として、習志野市内において２年以上の幼稚園または保育所の運営実績のある学校法人または社会福祉法人で、幼保連携型認定こども園として千葉県知事の認可が得られる者、と限定している。これは今後の幼稚園需要の変動と、習志野市の教育を引き継いでいただくという観点から、市内の事業者限定して募集をしている。しかしながら、募集から決定までの間にあまり期間が無く、現在、各事業者に参加の意思を確認中であるが、一施設に一事業者でも手を挙げていただけるようであれば、このまま継続してこれを要件として募集をするが、どこの施設も手を挙げていただけない場合には、千葉県及び隣接県まで限定範囲を広げて募集していきたいと考えている。

最後に、今後のスケジュール予定については、９月１０日から１２月４日の間に募集要項等の配布をし、１２月１日から１２月４日の間に応募書類を受付け、その後審査を行って、平成２８年２月には法人を決定していきたいと考えている、と概要を説明

原田委員長

土地の年額貸付料試算に用いられている掛率１．７パーセントは何か、と質問

小澤学校教育部主幹
公租公課、すなわち税金の掛率である、と回答

原田委員長
掛率は決まっているのか、と質問

小澤学校教育部主幹
市として共通で1.7パーセントを使用している、と回答

古本委員
既存建物の価値はどのくらいなのか、と質問

小澤学校教育部主幹
実花幼稚園については、建物が鉄筋コンクリート構造ではないため、残存価格はほぼ無いと思われる。つくし幼稚園については、鉄筋コンクリート構造の建物であるので、残存価格は多少あると思う。いずれにしても、現在調査をしているところであり、具体的な価格については現段階では答えられない、と回答

古本委員
現段階で建物のある程度の価格を示さないと、民間事業者は手を挙げづらいのではないかと、と質問

小澤学校教育部主幹
10月までに調査を完了する予定である。法人募集を行った後に説明会を行う予定であるが、その説明会の段階では建物価格を示せると考えている、と回答

貞廣委員
給食について、移管先法人に求める条件として、アレルギー対応食を提供するということがあるが、職員配置の基準については、看護師の配置は必須になっているのか、と質問

小澤学校教育部主幹
本市においては、看護師の配置は必須になっている、と回答

原田委員長
最終的には指定管理を考えているのか、と質問

小澤学校教育部主幹
土地は有償貸付だが、建物は譲渡するので、指定管理ではなく完全移管を考えている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

佐々木社会教育課長

大久保地区公共施設再生事業については、本年５月に基本構想を策定し、今後は、基本構想をもとに、基本計画を策定する予定となっている。さらには設計・施工・管理運営を一括して行う事業者募集にあたっての要求水準書の策定がなされる。そこで生涯学習部では、基本計画策定にあたり、今後、新たな施設の運営に直接携わっていく部署としての意見などをとりまとめ、本事業を所管する資産管理室と協議していきたいと考えている。

まず、「(仮称)大久保地区公共施設再生基本計画に対する協議資料(案)」の「１.はじめに」で、施策の体系について説明する。習志野市の生涯学習については、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、習志野市基本構想・基本計画を教育の側面から主体的・計画的に展開するための教育基本計画を策定し、生涯学習環境の構築に努めている。また、習志野市基本構想・基本計画を下支えする計画として、持続可能な行政運営を目指す、公共施設再生計画があるが、この計画を策定するにあたり、生涯学習部は生涯学習施設改修整備計画を策定し、限られた財源の中で、持続的な施設改修及び維持に努めることとしている。そして、これら諸計画を受け、今後進捗していく公共施設再生計画の第１期計画にあたる大久保地区再生事業に対し、所管部と協議していくものである。

生涯学習推進における生涯学習部の考え方については、まず、少子高齢化や情報技術の進展、多様化するライフスタイルへの対応、次に、公共施設にとらわれない事業の実施や創設、そして、公民連携による生涯学習の推進、である。これらを、持続可能なものとして推進していくことが、これからの生涯学習のあるべき姿と考えている。このことについては、生涯学習施設改修整備計画を策定した際に、教育委員会会議において承認をいただいている。

次に、「２.大久地区施設集約後の主な機能イメージ」について説明する。まず、機能集約した施設の総称を(仮称)生涯学習センターといい、センターの中には、公民館機能、図書館機能、多目的ホール機能、スポーツ機能、子ども活動機能が入る。そしてこれらが連携し、相乗効果を発揮することを目指している。

次に、「３.公民館機能・多目的ホール機能《北館 公民館棟》」について説明する。まず、公民館機能に関する方向性は、公民館機能の①として、基本構想では、「社会教育、生涯学習機能の中心館として機能を強化します。」としている。このことについて、生涯学習部の考え方は、市の中心館として、各公民館の総合調整に関すること、生涯学習相談に関すること、指定管理者が管理する公民館の監理に関することなど、各公民館を統括する機能を持たせる。また、屋敷公民館及びゆうゆう館といった統合される施設が実施してきたサービスを引継ぎ、さらに、全市的利用施設であることから、新たな利用者や公共施設再生計画の第二期以降に機能統合や機能停止となる施設利用者の一部を受け入れられる施設としたいと考えている。

次に、公民館機能の②として、基本構想では、「多様な社会教育活動、芸術・文化活動、キャリア形成等が可能な交流空間及びサービスを提供します。」としている。このことについて、生涯学習部は、会議、音楽、講演、研修など、多目的に活動できる場を提供するとともに、活動するための情報を提供する。また、公民館の部屋のみにとらわれず、地域の集会所等に出向いての出張講座やインターネットなどICTを活用した生涯学習に関する情報の提供など、新たなサービスについて検討したいと考えている。

次に、多目的ホール機能の②について、基本構想では、「市民が気軽に利用でき、発表できる場とします。」としている。このことについて、生涯学習部は、幅広い舞台、芸術活動などを支える練習場所として気軽に利用でき、その成果を発表する場としても活用できるような施設とする。また、新たな利用者確保の観点から、開館日の拡大を検討するものと考えている。

続いて、多目的ホール機能④について、基本構想では、「多目的な用途に柔軟に対応可能であり、市民が使いやすい施設とします。」としている。このことについて、生涯学習部は、舞台及び客席は、可動式とし、舞台と客席を収納すると、フラットなフロアとして音楽やダンスの練習、軽いスポーツ等に利用できるほか、フロアを仕切ること、複数の部屋としても利用可能な施設とする。また、ホワイエは、出演者との交流スペース、市民の交流スペース、満席時の観賞スペースなど幅広い活用を検討するものと考えている。

次に、北館のうち公民館棟の施設整備に関する方向性は、公民館の施設整備①一体的な生涯学習施設としての計画として、基本構想では、「公民館機能と図書館機能の相乗効果を活かした生涯学習施設とするために、公民館棟と図書館棟の動線を繋げる計画とします。」としている。このことについて、生涯学習部は、学習室を市民の利便性の向上を図るために、施設の共有スペースに設置することを協議していく。

次に、公民館の施設整備⑥和室の配置の考え方として、基本構想では、和室の利用実態を勘案し、和室は公民館3階に2部屋確保することとしている。このことについて、生涯学習部は、和室の他、公民館としてのサービスを提供するために必要と考える諸室の整備を協議していく。特に、生涯学習センターは全市的利用施設となることから、新たな利用者や公共施設再生計画の第二期以降に機能統合となる施設を利用する方などを想定した部屋数を、整備するよう協議していく。また、音楽活動ができるように仕切り戸は、防音仕様とするよう協議していく。

次に、多目的ホールの施設整備⑤として、基本構想では、「既存の市民会館は、多目的ホールとして分割使用を可能とすることを想定し計画します。舞台は可動式とし、楽屋やトイレ等は使用頻度が低いため、ギャラリーラウンジとして多機能化し、リハーサルスペースとしても活用できるように計画します。」としている。このことについて、生涯学習部は、現市民会館の機能を引き継ぐための機能を設けること、また、音楽活動の利用の他、卓球、ダンスなどスペースに相応したスポーツなどもできるように、平場とすること、パーティーション等で仕切ること、複数の部屋として活用ができるようにすることなどについて協議していく。

次に、「4. 図書館機能《北館 図書館棟》」について説明する。まず、図書館機能①として、基本構想では「多様なライフスタイルをもつ市民1人ひとりの生涯学習の拠点とします。」としている。このことについて、生涯学習部は、ライフスタイルの多様化による市民ニーズの多様化に対応するため、現在の市立図書館で収集している各分野の入門書的資料に加え、より幅広い分野、より高度な内容の資料を収集し、提供する。また、十分な閲覧スペースを確保すると共に、社会のモバイル型情報機器の普及を踏まえ、利用者自身が情報機器を図書館に持ち込み、図書館資料と組み合わせて調査研究や資料作成等を行える環境整備をしたいと考えている。

次に図書館機能④について、基本構想では、「蔵書数の拡大とレファレンス機能を向上させます。」としている。このことについて、生涯学習部は、蔵書冊数については、市民1人当たりの蔵書冊数が県内公立図書館の平均値を超えられるよう、市立図書館全体で約55万冊の蔵書数の確保を目指すこととし、中央図書館については、35万冊の蔵書を目指す。

また、レファレンス機能の向上については、参考資料の充実を図ると共に、専用の相談カウンターを設置し、利用しやすい環境づくりと、サービスの積極的なPRによる利用の促進に努めたいと考えている。

次に、北館のうち図書館棟の施設整備に関する方向性について説明する。図書館の施設整備①蔵書数として、基本構想では、「図書館棟の増築棟の閉架書庫を集密書庫にした場合と、自動化書庫にした場合の2つに対応可能となるよう施設計画を検討します。」としている。このことについて、生涯学習部は、自動化書庫のメリットは大きな収納能力であるが、一方で多大な設置費用や保守管理費用・更新費用、資料取出し速度の遅さ、書庫内蔵書の管理のしにくさ、故障時の業務への影響等デメリットも多くあることから、平面書庫の導入を基本方針とするよう協議していく。

次に、図書館の施設整備③バリアフリー化として、基本構想では、「各アプローチのエントランス近くにエレベーターを配置し、車いす利用者等も利用しやすい計画とします。」としている。このことについて、生涯学習部では、バリアフリーについては、各アプローチ部分だけではなく、駅、バス停、駐車場等交通機関から図書館までの動線や図書館内の各施設、各資料の利用までの配慮をするよう協議していく。

次に、「5. スポーツ機能・子ども活動支援機能<<南館>>」に関するソフト面の方向性について説明する。まず、スポーツ機能①について、基本構想では、「スポーツを通じた多世代の交流と、地域コミュニケーションの活性化を促進します。」としている。このことについて、生涯学習部は、多世代交流、地域コミュニケーションの活性化を図るため、引き続き総合型地域スポーツクラブ「NPO法人習志野中央スポーツクラブ」の活動拠点としたいと考えとしている。

次に、子ども活動支援機能①について、基本構想では、「子どもが安心して健やかに遊び、体験を通じて生きる力を養うことができる場とします。」としている。このことについて、生涯学習部は、あづまこども会館は、現在無料施設として運営しており、図書や玩具等は施設で用意している。引き続きこのような運営体制が維持できるよう協議していく。

次に、南館のうちスポーツ機能・子ども活動支援機能における施設整備に関する方向性について説明する。施設整備②ランニングステーション&ラウンジの設置として、基本構想では、「公園回遊アプローチとの連携、スポーツ機能の充実を図るため、既存の旧館と新館の間に吹抜け空間を増築し、ラウンジ空間の設置や、階段とエレベーターの設置により1階と2階の動線をスムーズにする計画とします。」としている。このことについて、生涯学習部は、既存のスポーツ機能は維持しながら、魅力ある施設となるよう、必要な整備を行うこと、特にグラウンドは水はけが良くなるよう整備すること、また、野球場と周辺のランニングコース、デッキテラス、公園の境界には、安全面を配慮した柵等を設置することについて協議していく。

最後に、「6. その他 供用開始に向けた懸案事項等」について説明する。まず、共通の課題の中で主なものとしては、現在は、自由に止められる駐車場について、必要台数の検討、有料化や無料処理などをどうするかなどを検討する必要がある。公民館については、工事期間中の在り方や利用者への周知、予約システムなどを検討する必要がある。また、図書館については、市立図書館の中心館機能の維持方法や移動図書館及び市内巡回便の運航拠点の確保、蔵書の仮置き場などの懸案に加え、電算システムやICタグの導入などについても検討が必要である。勤労会館については、労働者支援施設という位置づけの見直しや、管理所管課をどうするかなどについて検討する必要がある。

なお、本協議資料については、生涯学習部次長を委員長とした、「生涯学習部大久保地区

公共施設再生事業検討委員会」を設置するとともに委員会を3回開催し、協議してきたものである。また、その間、公民館運営審議会及び社会教育委員会会議でも説明し、質疑や御意見をいただきながら取りまとめた。

今後については、資産管理室において、基本計画が策定されるが、その基本計画（案）の完成後、資産管理室より説明し、教育委員の皆様の意見をいただきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

図書館の蔵書の中には館内閲覧のみで貸出禁止のものもあると思うが、新しい図書館においてもそのようなルールを定めるのか、と質問

岡野大久保図書館長

現在の図書館においても、貸出のルールはあり、百科事典や行政資料など館内閲覧のみとなっている資料がある。新しい図書館においても、同様に貸出のルールは定めていく。

しかしながら、今後、蔵書の規模を拡大するので、館内閲覧用と貸出用を用意するなど柔軟な対応を検討していく、と回答

古本委員

書店や図書館はその市の民度を図るものであると思うので、今回の図書館の建設については大変期待をしている。十分検討をして、より良いものを造っていただきたい、と要望

梓澤委員

学習に必要なものは情報である。現在はインターネットで多くの情報を得ることができ、市に大きな図書館があることが望ましい。図書館については、蔵書数35万冊を目指して進めてほしい。

7月9日の公民館運営審議会や7月14日の社会教育委員会会議ではどのような意見が出たのか。いくつか具体的に紹介していただきたい、と質問

佐々木社会教育課長

公民館運営審議会では、「まず公民館の今後の在り方について話し合うのが先ではないか」という意見が出た。現在、公共施設再生計画が先に進んでいるが、計画を進めつつ、あわせて公民館の在り方等についても考えていかなければならないと認識している。

社会教育委員会会議では、「公民館の開館時間の延長について検討できないか」という意見が出た。そのことも念頭に置いて検討していく、と回答

梓澤委員

それらの意見を参考に、教育委員会でも検討を重ねていかなければならないと思う。

また、資料の中に、「生涯学習施設」と「社会教育施設」という表現が出てくるが、この違いについて説明していただきたい、と質問

佐々木社会教育課長

社会教育施設は公民館や図書館を指すものである。生涯学習施設はスポーツ施設等を含み、様々な生涯学習に関わる施設を指している、と回答

梓澤委員

大久保地区公共施設再生事業で目指しているものは、生涯学習施設の充実という認識でよろしいか、と質問

佐々木社会教育課長

そのとおりである、と回答

梓澤委員

既存の施設の在り方にとらわれず、よく検討してほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

報告事項（５）平成２７年度 １学期いじめアンケート集計結果と考察について

（指導課）

小宮学校教育部副参事

「習志野市いじめアンケート」は、平成２３年１０月に起きた滋賀県大津市の中学生いじめ自殺事件を契機に作成を開始し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応に資するため、翌平成２４年度の第２学期より年３回、全市立小・中・高等学校で実施している。

アンケート実施の目的については、全市立小・中学校・高等学校が、共通のいじめアンケートを実施することにより、各学校が定期的に自校のいじめの実態を把握し、いじめの早期発見、問題への迅速な対応に活かすこと、アンケートの集計結果の提出を求めることにより、教育委員会が市内の市立学校のいじめの実態を把握する材料の一つとすること、これらが大きな目的となっている。

次に、本アンケートの活かし方については、アンケートの実施で明るみに出たいじめについて、いじめられた児童生徒への事実確認やいじめ問題の解決を図ること、教育委員会は、集計結果について市内のいじめの傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめて各学校へ伝達することで、いじめ問題の解決と各学校のその後のいじめ防止の取り組みに生きる情報を提供することが、本アンケートを効果的に活用することとなる。

アンケート実施上の配慮事項としては、アンケートに記入する際、児童生徒が他者の目を気にせず、率直に記入できるようにするために、中学生は家庭に持ち帰って行い、提出することとしている。「いじめられた」と回答した児童生徒には、アンケート実施後に聞き取りを行い、児童生徒が精神的な苦痛を感じているものは、兄弟等からいじめられたというものや、やられたのでやり返したという五分五分の喧嘩と判断したもの等を除き、全ていじめと認知することとしている。

最新のアンケート集計結果について報告する。これは、児童生徒が平成２７年３月から６月のアンケート実施時までの４か月間について回答するものである。まず、認知件数については、小学校１，１４８件、中学校８６件であった。昨年度の同時期の認知件数が、小学校６８２件、中学校９５件であったので、中学校はほぼ変わらないのに対して、小学校は約１．７倍に増加している。その理由については、一度でもいじめられて悲しい思いをした場合には、その後仲直りしたことが明らかであっても、いじめられたとカウントし、

いじめの認知件数に入れることを、今回のアンケートを実施するにあたり、教育委員会として各学校に再度徹底するよう伝えた。その結果、学校内での認知の仕方を再確認した学校が増えた結果と考えている。また、ちょうど本アンケート締切間際に、岩手県の矢巾町の事件が起きたことも影響したと思われる。文部科学省は、この度の岩手のいじめ自殺事件が校内でいじめと認知されていなかったことを重く受け止め、昨年度のいじめの認知件数について全国の小中学校・高校・特別支援学校の全てに、再調査を依頼しているところである。千葉県認知件数は昨年度京都府に次いで2番目に多く、習志野市の認知件数は小学校568件、中学校181件となっている。本市の、学年別の認知件数に戻ると、小学校2年生をピークに中学校3年生まで減少する。小学校低学年は、小さなことも「苦痛」と感じれば「いじめられた」と記述するため、件数が多いと考えられる。従って、些細なことに対する仕返しや、相手をからかうだけのために、むやみに人を叩いたり悪口を言ったりしてはいけないことを、件数の多い低学年のうちにしっかり指導することが大切であることが明らかである。

次に、いじめの内容については、言葉による暴力すなわち悪口・文句・からかい・いじりが群を抜いて多い。小学校では、言葉の暴力によるいじめが60パーセント、中学校に至っては76.7パーセントを占めている。子ども達が、どんな言葉が人を傷つけるのかを学び、心ある言葉を使うことを志向するようになるよう、小さいうちからしっかり学ばせる必要がある。2番目、3番目に多いのは、「暴力」と「仲間外し・無視」である。ここまでは人目につくものなので、教員の観察やクラス内の子ども達からの報告等で把握することが可能なものである。むしろ、問題なのは、4番目に多い「物隠し」以降の「お金の要求」、「携帯・メール」、「ネット掲示板」及び「ライン」といった、件数としては少ないものである。表面上に現れないものが多く、陰湿かつ深刻ないじめはむしろこちらの方であると思われる。携帯メールやネット掲示板を使ったいじめが、小学校低学年で生じている。情報モラル教育を実施している小学校高学年や中学生は、携帯やネットによるいじめがごくわずかであることを考えると、情報モラル教育を小学校低学年から実施する必要があると言える。

次に、いじめられた相手については、同じクラスの子からが圧倒的に多く、次に同学年の子からとなっている。いじめの殆どは、同い年の間で起こっていると言える。学級担任によるクラスの子どもの実態把握、学年内の先生による学年内の子ども達の実態把握がいかに重要か分かる。

次に、いじめられていることについて、どのくらいの子が相談をしているかについては、誰かに相談できている児童生徒は約6割である。相談できずにいる児童生徒への対応は緊急課題である。相談した児童生徒のうち、小学生は家族への相談が半数近く、中学生は担任への相談が41パーセントで最も多くなっている。

最後に、いじめの解消については、継続観察中と解消とがあるが、継続観察中とは、担任が両者に仲直りをさせたが、引き続き観察を継続しているもののほか、いじめられていた本人との面接の中で「もう仲直りした」「もういじめはなくなった」と答えたが、担任がまだ心配だと判断し、継続観察しているものである。一度「いじめた—いじめられた」という人間関係ができてしまった二者関係については、解消と判断した後も、卒業まで常に配慮が必要である。いじめを解消したという判断が少ないのは、教員の危機意識の表れと解釈している、と概要を説明

貞廣委員

今回、いじめ認知件数が増加しているが、個人的には、悪いこととは思っていない。むしろ、いじめに対するアンテナがきちんと張れていることの表れであると感じている。それだけ学校を信頼して子どもたちがアンケートを書いてくれているのだと思う。しかしながら、一点気にかかるのは、アンケート結果を見ると、小学校2年生をピークに学年が上がるにつれていじめ認知件数が減っているということである。このことは、単純にいじめが減少したとは考えにくいと思う。「いじめられている」と言わなくなった暗数の存在が示唆されているのではないかと感じる。いじめが減少したというよりは、むしろ、1件1件が深刻化しているという可能性を考える必要もあると思う。具体的な対策案を示せないが、いじめアンケートと併せて、複数のツールでの調査方法を検討してほしい。

学校がいじめ問題として対処した事案については、指導記録の用紙とともに5年間保管しているということだが、個人情報などを匿名化して特定されないようにした状態で、事案、対応及び結果等を、先生方にケースメソッドとして提供すれば、具体的な事例から対応を考える非常に良い素材になり、先生の実践力向上に繋がると思うがいかがか。

いじめ実態を把握した場合、学校内ではどのような対応をするのか。全国的に見ると、いじめ問題等の学校の対応については、管理職が積極的に関わらず、担任任せになる事例があるということも聞く。本市の学校においては、実際にどのような対応をしているのか、と質問

小宮学校教育部副参事

いじめアンケート実施後の対応については、必ず全小・中・高等学校で、担任と学年の複数の先生方で、いじめられた児童生徒に事実確認のための聞き取りを行っている。聞き取りの結果を管理職及び校内のいじめ対策のための委員会等の組織に報告し、生徒指導主任や教務主任が事案についてまとめて校内の中で報告をする。報告と同時に、いじめの事案の程度や緊急性に合わせた対応を開始する。特に重大ないじめ問題が、本いじめアンケートによって初めて発覚するということはあまり無く、その前に、保護者や子どもたちからの緊急の訴えがある。保護者や子供たちの訴えでいじめを把握した場合においても、学校は前述と同様に対応している。

本いじめアンケートを実施するようになって3年目だが、徐々にアンケート後の対応が確立されてきたと感じている、と回答

古本委員

いじめの事実を認識することが重要であり、いじめの認知件数が増えたことは非常に良いことであると思う。今まで見えなかったものが見えるようになった結果であると思う。

医療の現場では、医療事故に対する分類が、インシデント、アクシデント、医療事故、重大医療事故とある。例えば、患者に間違えて注射を打ちそうになるといった、ヒヤッとする事故未満のインシデントから、患者に間違えて胃薬を出してしまうといった患者に害は無い事故であるアクシデント、間違えて害がある薬を出すといった医療事故、命にかかわる重大医療事故というように、徐々にエスカレートしていく。いじめも同様に、小さなことがまず始まりにあって、徐々に進行していじめで傷つけてしまったりするのだと思う。早い段階でいじめを見つけ、軽微なことから、事故ではあるが、まだどうにか取り戻せること、傷ついたがまだ大丈夫なことに止め、重大事故にならないように、小さなことでも全部拾いあげていくことが大切であると思う。今回のいじめアンケートの集計も非常に大変だったと思うが、是非継続していただきたい。さらに、集計結果も単純に増減だけを見

るのではなく、軽微なものが増えているとか、重大なものは減っているなど、内容の分類をしていただくとともに、小さなことを拾いあげることも続けていただきたい、と要望

小宮学校教育部副参事

小学校については、連絡帳の中に一行日記や二行日記を行っている学校が増えている。中学校については、全中学校で総合的な連絡帳である生活ノートがあり、その中に日記を書いている。これらは、毎日のことであるので、委員の発言にもあったようなヒヤッとすることが書かれていたりするので、丁寧に対応するようお願いしている。

また、学校によっては、本いじめアンケートを実施する以前から、ひと月に1回程度の頻度で、独自の生活アンケートを続けてきた学校もある。これも、委員の発言にあったようなことを掘んでいく、一つの材料になると思うので、各学校の状況を具体的に把握して進めていきたい、と回答

古本委員

いじめをゼロにするのは大変だと思うが、減らせるよう頑張ってもらいたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（5）は了承された。

報告事項（6）教育委員視察について

（教育総務課）

小野寺教育総務課長

平成27年8月19日（水）に視察した「身近な生涯学習の場」「地域活動の場」「地域と学校をむすぶ場」として設置利用されている横浜市立東山田中学校コミュニティハウスの状況、並びに義務教育9年間の連続性ある教育として横浜型小中一貫教育を行っている霧が丘小中学校の取り組み状況について報告する。

コミュニティハウスが併設された東山田中学校は、平成17年4月に開校された学校で、コミュニティスクールとして保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画、地域にひらかれた学校づくりに取り組む先進的な事例校である。この併設されているコミュニティハウスは、「身近な生涯学習の場」「地域活動の場」「地域と学校をむすぶ場」として、幅広い年齢層の子どもから大人まで誰もが活動できる場所となっている。コミュニティハウスの機能としては、図書・情報の提供、活動・発表の場の提供、学習・交流の機会の提供というようなことを行っている。また、中学生の居場所としてのコミュニティハウスとしての機能もあり、子どもがイベントに参加する、講座を受講する、ボランティアとして関わる、自主的な活動を創るというような活動の場でもある。中学生の居場所として心がけていることとしては、コミュニケーションを大切にする、地域社会としてのルールを持つ、中学生が参画意識を高められるようなコーディネートをするということである。このコミュニティハウスは、横浜市に公民館がないということもあり、利用者の対象も幅広く、子どもから大人まで地域の誰もが活動できる場となっていた。また、地域支援本部が併設され、地域と学校を結ぶコーディネートが上手く出来ていることが、より地域とのつながりを強くしているのではないかと感じた。

本市においても、今後、児童生徒数が減っていく中で、各学校施設の多機能化及び複合化を進めていく必要があるかと思う。その際は、各学校や地域及び実情に応じて個別に

対応することが求められる。施設の管理方法や、利用者導線のあり方など、必要な対策を十分に検討し、実施することが必要であると思う。横浜市のコミュニティハウスの取り組みというのは、大いに参考になったものとして受け止めている。

次に、霧が丘小中学校については、横浜型小中一貫教育という取り組みを行っており、小中間の連携を深め、「小中一貫カリキュラム」に基づく義務教育9年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図るための連続性を図った教育活動を展開している学校である。横浜型小中一貫教育のねらいは、小中学校の教職員の人的交流を促進して、「学力観」「指導観」「評価観」の共有を図り、授業改善の促進と学力向上を目指すこと、義務教育9年間を円滑に接続させることで、今日的な児童生徒指導上の課題の解決を目指すということであった。霧が丘小中学校は、小学校の児童数およそ700人、中学校の生徒数300人程度であり、学校の規模としては1,000人程度の学校であった。校長先生の話では、子どもたちの教育を支えているのは、学校の先生の気概と確かな指導力ということであった。横浜市においては、教職員の連携という点では、小中合同研修会・授業研究会の開催、教科ごとの分科会の開催、授業改善を目指した授業交流、互いの授業参観、出前授業など様々な研修機会を確保しているとのことであった。これら一つひとつの積み重ねが確かな指導力に繋がり、子どもたちの教育に還元されていると受け止めている。

本視察を糧に様々な議論をしながら、教育委員会の活性化並びに今後の本市の教育のあり方について、しっかりと対応していきたい、と概要を説明

貞廣委員

東山田中学校コミュニティハウス、霧が丘小中学校どちらの事例においても、前例に囚われず本気で取り組む人がいるかどうかということが重要であると感じた。今回の事例では、コミュニティハウスの館長や、霧が丘小中学校の校長先生がキーマンになっていると思う。

現在、小中一貫校は必置化ではないが、コミュニティスクールに関しては教育再生実行会議で必置の提案がなされ、そのような方向性で進んでいる中で、このような人の力というものが、非常に大きく物事を左右すると思う。

館長も最初から上手くいっていたわけではなく、最初は、学校との関係性や、地域と学校の関係性もあまり良くなかったと伺った。これは、地域や保護者の方が、自身が子どもの頃の学校の姿を想定して学校に対峙したためで、そこから、地域や保護者の方が今の学校のあり方や子どものあり方を学び、また、学校が逆に地域のあり方を学ぶことによって、お互いの信頼感を醸成したということであった。このように、互いに尊重し合う、イコールパートナーの関係やお互い辛口の友人同士でいられるような関係というのは、人が育てはじめて成り立つものであると思う。そのような人を育てる意識を、本市教育委員会も是非持っていただきたい。上から言われたから形だけコミュニティスクールを設置することではなく、ピンチをチャンスに変える契機にしていきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(教育総務課)

上原学校教育部主幹

平成26年度を対象とした、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、第7回定例会で委員よりいただいた概要版への意見について、その対応を報告する。まず、いじめと不登校は分けて表記した。また、18の基本方針について1年で6方針ごとに概要版で評価し、3年で全ての基本方針を網羅するとよいという意見については、今年度7つの基本方針を評価しているのので、来年度から6方針ごとに評価することを一つの目安としていく。最後に、放課後児童会への入会児童数の表と合わせて待機児童を入れたらどうかという意見については、平成26年度評価では放課後児童会の児童の対象学年は、小学校3年生までで全入であるため、待機児童を概要版には表記しない。ただし、平成27年度の評価から表記していくことを検討している。それ以外の内容については、第7回定例会で示した内容から大きな変更はない、と概要を説明

古本委員

いじめについては、認知件数だけを見ると増加しているが、今まで隠れていたものが見えた結果であると思うので、例えば「いじめを認知できた数」というように表記を変更してもいいのではないかと。表記方法をもう少し精査し、決して悪い結果ではないと認識できれば、その方が評価していただけると思うので、その点を考慮していただきたい、と要望

上原学校教育部主幹

表記方法や評価結果の内容については、十分に吟味していきたい。特に、いじめや不登校の問題については本市の重要な教育課題でもあるので、慎重に対応していきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第40号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

天田学校教育課長

東習志野2丁目18番のうち実花小学校通学区域の住居表示が確定したことに伴い、規則を改正しようとするものである。

習志野市立幼稚園及び小・中学校通園・通学区域に関する規則について、小学校の部東習志野小学校の項中「1号～52号に限る。」を「55号を除く。」に改め、同部実花小学校の項中「2丁目18番（東習志野小学校の通学区域を除く。）」を「2丁目18番55号」に改める。なお、この規則は、公布の日から施行する。

昨年の通学区域の改正で、ユトリシアについての通学区域を変更したが、同一番街から四番街についてはそのまま東習志野小学校の通学区域とし、同五番街については実花小学校の通学区域とするものであった。当時建設中のユトリシア五番街については、まだ番地がついておらず、その住所の表示について、2丁目18番で、一番街から四番街を除くことで表したが、この度、住居表示が確定したため、この住居表示の確定を受けて、東習志野小学校と実花小学校の通学区域に関する規則について変更をするものである、と概要を

説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第41号 平成28年度習志野市立幼稚園園児募集要項について (学校教育課)

小平学校教育課主幹

本議案は、平成28年度習志野市立幼稚園園児募集要項について、承認をいただくものである。

まず、募集人員、応募資格、応募できる幼稚園等については、基本的な募集の仕組みについて記載し、内容は昨年と同様である。次に入園願書及び認定申請書の配布については、平成27年10月21日から10月23日までである。願書等を配布した後、入園願書の受付及び認定申請を平成27年11月2日及び11月4日の2日間で行う。その後、入園候補者の決定となり、入園候補者に対する面接を平成27年11月11日及び12日の2日間行った上で、入園許可書及び保育認定証の交付を平成27年12月11日に行う予定で園児の募集を行っていく、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第41号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年9月30日(水)午後3時に決定された。

<報告事項(1)は非公開。ただし、平成27年8月28日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(1) 平成27年度教育費予算案(9月補正)について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成27年度教育費予算案(9月補正)は、市長事務部局と協議を重ねた結果、歳出概要については、申入れを行った事業費合計4千797万1千円に対し、確定事業費は、1千797万1千円となった。基本的に申し入れた事業費は認められた中で、第二中学校体育館改築事業については、総事業費が申入れ額3千万円に対し、2千800万円に査定された上で、事業の内容が下水道管渠の整備であること及び財源等を考慮した中で、一般会計の教育費ではなく、公共下水道事業特別会計において予算措置をすることとなったものである。印旛処理区単独事業として、補正額1千万円で、財源内訳は全額地方債となっている。また、年度内に完了が見込めないことから、平成27年度、28年度の継続費で対応することとなった。こちらも、公共下水道事業特別会計において計上となり、印旛沼処

理区単独事業（大久保2丁目地内下水道設計業務委託）として総額2千800万円、年割額は、平成27年度は1千万円、平成28年度は1千800万円で計上となっている。なお、幼稚園奨励費補助費は、申入れ額どおり、補正額として確定した。この補正予算案は、8月28日から開会予定の平成27年習志野市議会第3回定例会に提案することで協議が整ったので報告する、と概要を説明

梓澤委員

幼稚園奨励費補助費について、「私立幼稚園に就園する幼児の数が当初の見込みより多い」とあるが、これは公立希望者が少なかった、公立は人気がないということか。私立と公立の現状の差をどのように分析しているか伺う、と質問

小平学校教育部主幹

今回、私立幼稚園への入園で補助金を請求される方が多かったということがまず理由のひとつである。また、3才から5才の子どもの人口の推移を見ると、平成27年4月1日時点で前年より約100人程度増加しており、特に3才児については伸びがかなり大きく、138人増加していた。当然その増加した中に、私立幼稚園を選択した方がいたと思われる。今回、3才から5才の子どもの人口増加に対して、私立幼稚園が多くの子どもを受け入れてくれたと認識しているが、そのことと、公立幼稚園児の減少との関連性を分析するには至っていない。

しかしながら、一概に公立に人気がないとは言えず、1年待って来年公立幼稚園に入ろうと考える方や、さらに、2年前に比べて、現在、保育所のニーズが30パーセント程増えていることから、保育所に行こうという方もいるので、複合的な要因が考えられる、と回答

梓澤委員

公立幼稚園は私立幼稚園に対抗できるように、経営についてももう少し危機感を持ってほしい。やはり私立幼稚園は様々なプラスアルファの部分があり、選ばれていると思うので、公立幼稚園も何かもっと選ばれるような経営を目指していただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言